

【利用状況報告書の提出について】

農地転用の許可は、**計2回の利用状況報告を提出することを条件**に県から認められたものです。必ず報告書を農業委員会へ提出してください。

【提出書類一覧】

1. 利用状況報告書

2. 現場写真(4方向から撮影)

(※駐車場としての計画の場合は、車両が駐車されている現場写真、資材置場としての計画の場合は、資材が置かれている現場写真を提出してください。現場が整地されているだけの写真は不可)

3. 現場写真の撮影方向を示す図面

4. 許可書のコピー

各2部ずつ

1回目・・・転用事業の利用開始日から3か月後に提出。※許可後ではありません。

2回目・・・1回目の報告から6か月後に提出。

※計2回の報告について、事業計画どおりの利用が認められなければ、登記地目を畑から変更するための「現況証明」は発行できません。

※事業計画にない建築物(コンテナ、プレハブ等)が申請地に存在する場合や、ブロックの設置等の周辺地への被害防除策が計画どおりに講じられていない場合は、事業計画どおりに利用されているとは認められません。

※違反転用となると、県から農地転用許可が取り消される可能性もありますので、ご注意ください。